

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第十八号

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業大学校管理規則（昭和五十九年佐賀県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「の本校（大学校のうち、分校以外の部分をいう。以下同じ。）」を削る。

第五条第一項中「本校の」を削り、同条第二項を削る。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を削る。

第七条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げ、同条第九項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同項を同条第七項とする。

第八条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「又は分校長」を削り、同項を同条第三項とする。

第九条第三項中「（次条第一項の規定により分校長が処理した事項を含む。）」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十五条第一項中「別表第一のとおりとする」を「校長が別に定める」に改

め、同条第二項中「別表第二のとおりとする」を「校長が別に定める」に改める。

第二十三条中「又は分校長」を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。